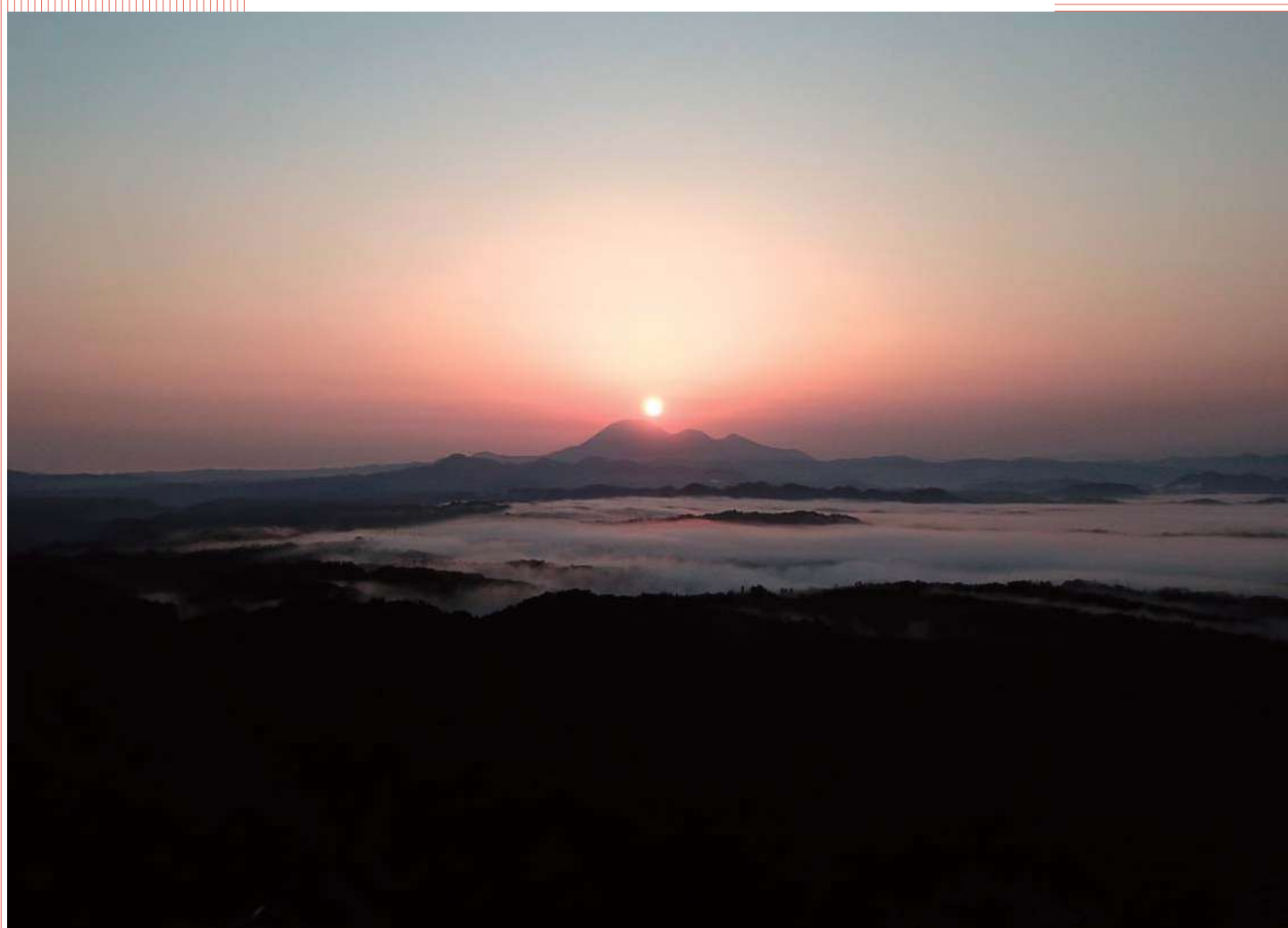


天 領

Vol. **64**
2018/10



CONTENTS

● 平成30年度 通常総会を開催	1
● 平成30年度 事業計画	2
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ	3
● 島根県西部地震発生!!	4
● 税金(国税)を納付される方へ	5
● 災害等にあったとき	6
● 平成30年度 近畿大田市人会「集いの会」開催	8
● 納税証明書を請求される方へ	9
● 石見銀山領代官井戸平左衛門の偉業と500を超える頌徳碑	10
● 大田市の企業訪問 有限会社 NEO-LINK	12
● 月海浄印と城福寺	14
● 軽減税率制度への対応には準備が必要です！	16
● 2019年度から個人住民税の特別徴収の徹底に向けて取り組みます	20
● 大同生命保険株式会社	21
● アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）	22
● AIG損害保険株式会社	23
● 税のこぼれ話	24
● 編集後記	24

■ 祖式町伊勢階から「三瓶山」を望む

大江高山は、大代町・祖式町に位置し、三瓶山群に次ぐ標高808mの連山です。この火山群の噴火活動により石見銀山の銀鋼床が形成され、湯泉津温泉の泉源も由来するといわれています。登山道は、大代町の山田コース・飯谷コースと祖式町の伊勢階ルートがあり、山頂では、北側には日本海や島根半島、東側では大森の仙ノ山や山吹城址の要害山、矢滝城山、南側には中国山脈の連山、北東には三瓶山が展望できます。

6月上旬に祖式町伊勢階地区から三瓶山を望むと、太陽が昇る瞬間に男三瓶山頂と重なり合います。その一瞬のきらめきがダイヤモンドのように見えることから「ダイヤモンド三瓶」と名付けられ、その神秘的な光景を楽しむため、高山公民館では、「4町まちめぐり(祖式町) インスタ映え ダイヤモンド三瓶」と題する事業が企画されました。



平成30年度 通常総会を開催

6月20日、大田商工会議所において、平成30年度通常総会を開催しました。来賓に武藤石見大田税務署長、森田大田商工会議所会頭、安田中国税理士会石見大田支部長らを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

小川会長より、税務研修・経営研修・地域貢献を軸とした公益事業を更に拡充強化し、また同時に福利厚生や会員交流など会員のための事業も充実して、法人会の存在感を高め、社会に貢献する法人会として積極的に社会貢献活動を展開したいとの挨拶がありました。

その後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後、石見大田税務署の表田統括国税調査官から税制改正について最新の情報提供がありました。

【審議事項】

1. 平成29年度決算報告承認について

【報告事項】

1. 平成29年度事業報告について
2. 平成30年度事業計画について
3. 平成30年度収支予算について

—平成29年度の主な事業—

【税に関する事業】

▶ 税制改正研修会

- ・ 6月22日（大田商工会議所/参加者43名）

▶ 税金フォーラム

- ・ 11月13日（西部会場：のがわや旅館/参加者42名）
- ・ 11月15日（東部会場：水明館/参加者27名）

【租税教育事業】

▶ 租税教室

平成29年

- 6月28日 邇摩高等学校 生徒6名、講師1名
- 10月25日 川合小学校 生徒9名、講師1名

平成30年

- 1月17日 温泉津小学校 児童16名、講師1名
- 1月23日 仁摩小学校 児童26名、講師1名
- 1月24日 大田小学校 児童76名、講師1名
- 1月25日 朝波小学校 児童21名、講師1名
- 1月26日 久屋小学校 児童15名、講師1名
- 1月30日 北三瓶小学校 児童4名、講師1名
- 2月2日 池田小学校 児童10名、講師1名

▶ 絵はがきコンクールの協力

- ・ 応募作品総数254点

▶ 税を考える週間PR活動

- ・ 11月14日、PRチラシ・グッズを市内3カ所にて市民へ配布

【税の広報事業】

▶ 会報「天領」の発行

- ・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。

▶ 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及

- ・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にてCMを放映。

【地域社会貢献事業】

▶ こども神楽大会

- ・ 12月3日、島根県立男女共同参画センターにて、石見銀山神楽連盟の協力のもと、市内外より6社中の参加により開催。

【経営支援活動】

▶ 新春経済講演会

- ・ 2月8日、大田商工会議所にて日本銀行大山松江支店長を講師として開催。

平成29年度 正味財産増減計算書（決算） 平成29年4月1日～平成30年3月31日まで （単位：円）

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		税の広報事業	811,015	経常外費用計	0
1. 経常増減の部		社会貢献事業	807,415	当期経常外増減額	0
(1) 経常収益		経営支援事業	634,164	税引前当期一般正味財産増減額	476,533
基本財産運用益	1,250	福利厚生事業	13,190	法人税・住民税及び事業税	0
特定資産運用益	998	会員増強事業	23,428	当期一般正味財産増減額	476,533
受取会費	4,180,000	会員支援事業	826,306	一般正味財産期首残高	10,761,179
事業収益	94,000	(配賦)	2,593,314	一般正味財産期末残高	11,237,712
受取補助金	5,655,700	管理費	2,442,067	II 指定正味財産増減の部	
受取負担金	145,000	【経常費用計】	9,811,520	受取補助金等	
雑収益	211,105	当期経常増減額	476,533	受取全法連助成金	4,897,100
【経常収益計】	10,288,053	2. 経常外増減の部		一般正味財産への振替額	△ 4,897,100
(2) 経常費用		(1) 経常外収益		当期指定正味財産増減額	0
研修事業	151,740	経常外収益計	0	指定正味財産期首残高	0
租税教育事業	1,237,089	(2) 経常外費用		指定正味財産期末残高	0
税制提言事業	271,792	特定資産取崩損		III 正味財産期末残高	11,237,712

平成30年度 事業計画

自平成30年4月1日 至平成31年3月31日

I. 基本方針・重点事項

1. 公益社団法人としての事業運営について公益性を重視し、併せて法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」に基づいて事業の推進を図る。
2. 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率55%を目指して、組織の拡充を図る。
3. 「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用促進を図る。
4. 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

II. 主な事業計画

【公益関係】

1. 税の啓発活動

- 1) 税に関する研修事業
 - ①税制改正研修会
 - ②税金フォーラムの開催
 - ③税務研修会
 - ④講演会の開催
- 2) 租税教育
 - ①租税教室への講師派遣
 - ②租税教育アニメーションの普及
 - ③絵はがきコンクールへの協力
- 3) その他
 - ①全国女性フォーラム
 - ②全国青年の集い
 - ③税を考える週間行事への協力・参加
 - ④国税電子申告納税システム（e-Tax）の利用促進
 - ⑤参考図書の斡旋・参考資料の配付

2. 税の提言事業

- 1) 提言活動
 - ①税制改正提言事項の検討・提出
 - ②改正税法に関する情報の提供

3. 税の広報事業

- 1) 会報の発行
- 2) ホームページの充実

4. 地域発展事業

- 1) 文化講演会等の開催
- 2) その他地域発展の為の研修活動

5. 経営支援活動

- 1) 研修会・講習会の開催

- ①経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
- ②商工会議所・商工会との共催事業の推進
- ③参考資料の配付

【共益関係】

6. 福利厚生事業

- 1) 経営者大型総合保障制度の推進
- 2) ビジネスガードプラン制度の推進
- 3) がん保険制度の推進
- 4) 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

7. 会員増強活動

- 1) 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする
会員加入率は55%を目標とする
- 2) 青年部会員増強と活動の充実・支援
- 3) 女性部会員増強と活動の充実・支援
- 4) 総務委員会による組織拡充

8. 会員支援事業

- 1) 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
- 2) 参考図書の配布

9. 青年部会活動

- 1) 総会・役員会・監査会の開催
- 2) 税務研修会
- 3) 地域社会貢献活動の実施

収支予算書

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで（単位：円）

科目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	3,000
特定資産運用益	2,000
受取会費	4,300,000
事業収益	100,000
受取補助金	5,059,400
受取負担金	145,000
雑収益	100,500
【経常収益計】	9,709,900
(2) 経常費用	
研修事業	590,000
租税教育事業	606,000
税制提言事業	296,000
税の広報事業	870,000
社会貢献事業	950,000
経営支援事業	440,000
福利厚生事業	20,000
会員増強事業	40,000
会員支援事業	718,000
配賦	2,623,633
管理費	2,580,625
【経常費用計】	9,734,258
当期経常増減額	△ 24,358
2. 経常外増減の部	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 24,358
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	△ 24,358
一般正味財産期首残高	9,500,115
一般正味財産期末残高	9,475,757
II 指定正味財産増減の部	
受取全法連助成金	4,909,400
一般正味財産への振替額	△ 4,909,400
III 正味財産期末残高	9,475,757

- 4) 部会員親睦事業の実施
- 5) 全国青年の集いへの参加

10.女性部会活動

- 1) 役員会の開催
- 2) 税務研修会
- 3) 部会員親睦事業の実施
- 4) 全国女性フォーラムへの参加

【管理関係】

11.諸会議

- 1) 総会の開催
- 2) 理事会の開催
- 3) 常任理事会の開催
- 4) 監査会の開催

- 5) 正副会長会議の開催
- 6) 各委員会の開催
 - ①総務委員会（組織拡充を含む）
 - ②研修委員会
 - ③税制委員会
 - ④広報委員会
 - ⑤厚生委員会

12.その他

- 1) 全法連会議への参加
- 2) 中法連会議への参加
- 3) 県法連会議への参加
- 4) 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

石見大田税務署長 着任のごあいさつ



石見大田税務署長
新田 瑞穂

本年7月の定期人事異動で、石見大田税務署長を拝命し、広島国税局調査査察部から転任して参りました新田でございます。

公益社団法人石見大田法人会の皆様には、平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、本年4月の鳥根県西部地震及び平成30年7月豪雨災害により被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

私は、広島市出身で鳥根県での勤務は初めてとなりますが、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」や「出雲国風土記」の国引き神話において「佐比売山」と記された国立公園三瓶山、鳴砂の浜として有名な琴ヶ浜海岸など、歴史と豊かな自然に恵まれた環境の地で勤務する機会を得ましたことを大変光栄に思っております。前任の武藤署長と同様、よろしく御礼申し上げます。

公益社団法人石見大田法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしてこられるとともに、文化講演会等の開催など、地域発展事業にも積極的に取り組まれています。「税を考える週間」では税金フォーラムの開催及びスーパー店頭での税の啓発活動を実施されていますが、特に、青年部を中心とした租税教室への講師派遣については、石見銀山と税を題材としたアニメーション教材「税から見る石見銀山」や生徒参加型の租税教育プログラムの策定など、オリジナリティーに溢れた租税教育教材を活用し、次世代を担う子供たちに対して、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解されるよ

う創意工夫をされており、その熱意とご努力に心から敬意を表する次第でございます。

さて、ICTやAIの著しい進展はもとより、経済取引のグローバル化に伴い、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、当署におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、相談体制の見直しなど納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行なった納税者の皆様に不公平感を与えないよう適正・公平な課税・徴収に努めているところでございます。

しかしながら、税務行政を円滑に遂行していくためには、皆様方のご支援が不可欠でございます。今後とも税務行政の良き理解者として、ご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人石見大田法人会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業の益々のご発展を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

税務署人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【署長】 新田 瑞穂
(広島国税局 調査査察部 調査第二部門)

【総務課】 総務課長 平田 直也
(広島東税務署 資産課税部門)

【調査部門】 統括国税調査官 和田 圭司
(浜田税務署 個人課税第二部門)
上席国税調査官 山内 実
(出雲税務署 個人課税第一部門)

() 内は前任地・部署



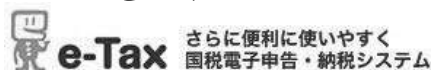
島根県西部地震発生!!

4月9日に大田市東部を震源とする震度5強を観測した地震が発生しました。この地震により市内では、建物が被災するなど多くの被害が発生しました。被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。大田市等では各種支援制度がございますので、お近くの大田商工会議所・銀の道商工会までご相談ください。



税金(国税)を納付される方へ

税金(国税)の納付手段には、
税務署の窓口以外に、次の方法があります!!



1 口座振替又は電子納税(ダイレクト納付・インターネットバンキング)

- ① 口座振替(一度の届出で、毎年引き落としができます)
個人の方の所得税、消費税にご利用できます。
事前に届出が必要です(手数料が不要)。
- ② 電子納税(e-Tax(国税電子申告システム)を利用します)
 - ・ダイレクト納付
インターネットバンキングの契約は必要ありませんが、事前に税務署及び金融機関に届出が必要です(手数料が不要)。
即時又は納付期日を指定して納付ができます。
 - ・インターネットバンキング
取引金融機関との契約が必要です(手数料が必要)。

現金取扱リスクの軽減・税務署窓口での待ち時間が不要!!

2 金融機関(銀行、郵便局)での窓口納付

最寄りの金融機関で納付できます(事前に納付書をご用意ください。
金融機関に納付書の在庫がない場合は、税務署へご連絡ください。)

※ 労働金庫、農協、漁協、簡易郵便局及び一部の信用組合では、納付ができませんのでご注意ください。

3 コンビニエンスストアでの納付(金融機関等が近隣にない方に便利!!)

税務署から「バーコード付納付書」の送付を受けられた方は、コンビニで納付できます(手数料が不要)。

※ 利用可能額は、バーコード付納付書1枚につき30万円以下ですのでご注意ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税(ダイレクト納付)が利用できます。
詳しくは e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。



災害等にあったとき

もしも災害に
あったら、
税金面での配慮は
あるのですか？



所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(雑損控除)	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 (※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要となります。)	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の<イ>又は<ロ>のうちいずれか多い方の金額です。 <イ>損害金額(※2)-所得金額の10分の1 <ロ>損害金額(※2)のうちの災害関連支出の金額-5万円 注:「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ●雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間(※3)繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ●災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります(※4)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 ●この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載する必要があります。 	

※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

※3 東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

※4 東日本大震災に関連する①から③までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したのも対象とみなされます。

<平成30年分による比較例>

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

注1:子供は16歳以上で、そのうち1人が19~22歳の場合です。

注2:災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。

注3:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	所得税法(雑損控除)適用による 所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による 所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

法人税関係の
措置は
あるのですか？



災害により被害を受けた場合の法人税の特例

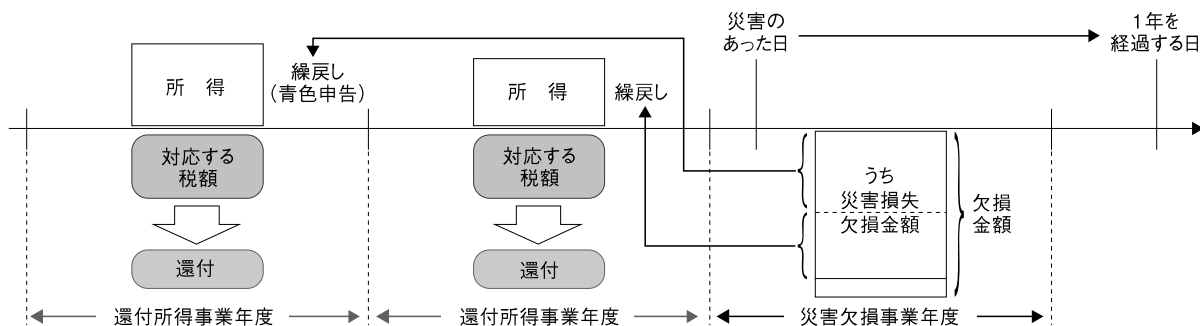
災害により損失が生じた場合に、法人税などが還付される場合があります。

災害により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

- 災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日から1年（青色申告書の場合には2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。
注：災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。

〈確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図〉



災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

- 災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。
注：災害損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額をいいます。

被災代替資産等の特別償却

- 特定非常災害として指定された災害については、発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。

消費税関係の
措置は
あるのですか？



災害により被害を受けた場合の消費税の特例

災害により被害を受けた事業者が受けられる特例があります。

災害等が生じたことによる簡易課税制度の適用(不適用)に関する特例について

災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、税務署長の承認を受けることにより、当該災害等の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

災害に関する税制上の措置について

- このほかにも災害に関する税制上の措置がありますので、詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「災害関連情報」をご覧ください。
- 法人税、所得税の措置に限らず、登録免許税や印紙税の措置など、掲載されている措置以外も活用できる場合があります。
- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。



平成30年度 近畿大田市人会「集いの会」開催

6月23日(土)にアートホテル大阪ベイタワーで、平成30年度「近畿大田市人会 集いの会」が、約200名の出席で開催されました。

総会は邇摩高校商業科第一期卒業生のテノール歌手田中公道会長のご挨拶で始まりました。今回が初めての出席となられた楫野弘和大田市長は、市政に対する熱い想いや、4月9日深夜に起きた大田市の地震に対する近畿大田市人会や各界からの御心配、御厚情に対して感謝の気持ちを述べられました。

総会後の懇親会では来賓祝辞の後、島根県大阪事務所の本廣所長による御発声で乾杯となり、オープニングとなりました。各テーブル毎に、大田市から参加された大田市議会、大田商工会議

所、銀の道商工会、大田市観光協会の方々、伴に詩人会の出席者の方々と同席して、和気藹々の和やかな雰囲気で行われました。大屋神楽のオープニングと同時にスマホやデジカメのフラッシュがいたるところで光り、神楽の躍動感に観客の皆さんの心も踊っているようでした。

その他、ふるさとクイズ大会や農水産物の展示即売会も盛況で、フィナーレはあっという間におとずれました。

「また、来年お会いしましょう!!」と手に手をとって散会しました。興奮さめやらなかった参加者が多かったように感じ、来年以降も成功する市人会の予感を感じました。



納税証明書を請求される方へ

e-Taxを使ったオンライン請求をぜひご利用ください!!

1 自宅のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成
e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）から作成できます（スマートフォン等をご利用の方は、e-Taxソフト（SP版）から作成できます。）。
e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求(来署予定日を指定してデータを送信)
請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認
本人確認書類（運転免許証など）及び個人の請求に係る請求の場合には番号確認書類（マイナンバーカードなど）をご提示ください。
代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類のほか、個人の請求に係る請求の場合には、本人の番号確認書類（マイナンバーカードなど）の写しが必要です。

4 納税証明書の受取
手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

メリット

1 手数料が安価です。
1税目1年度 1枚370円
(通常400円)

2 窓口での待ち時間が短縮できます。

3 さらに、本人の電子署名及び電子証明書を添付して送信することにより、①郵送で書面の受取(別途郵送料必要)又は②電子ファイルの受取が可能です!!

【お問い合わせ】

- HP www.nta.go.jp
- 電話 総務課（管理運営担当）（0854）82-0980
音声ガイダンスに従い、「1」又は「2」を選択してください。

国税庁

で

検索



石見銀山領代官井戸平左衛門の偉業と500を超える頌徳碑

いも代官頌徳碑尋ね人(大田市文化協会会長) 石賀 了

井戸公の事績

井戸平左衛門正明(以下「井戸公」)は寛文12年(1672)、野中八右衛門重貞の子として武蔵に生まれ、21歳の元禄5年(1692)に勘定の井戸平左衛門正和の養子となった。以降、小普請、表火之番と進み、同15年(1702)に勘定に抜擢された。以来、諸国河川の治水工事や幕府直轄領の巡検などを真面目に励み、享保6年(1721)、20年の精勤に対して黄金2枚を拝領しているほか、同10年には諸地域での検見添役(米などの出来具合を検査する役)の功績に対しても黄金2枚が贈られており、真面目さ、精勤ぶりが偲ばれる。そのことが、享保16年(1731)の代官登用につながったと思われる。



笠岡市の威徳寺にある井戸公の墓

幕府としては、長年の功労に対するはなむけの気持ちもあって、退官前の井戸公に代官を命じたものと想像される。しかし、そのとき井戸公は既に60歳。2年前の享保14年(1729)、検見添役として石見を訪れており、実情をつぶさに見ている。産銀量も減少し、米もよくできない石見の地。そして自分の年齢と万全でない体調。息子の敬武(のりたけ)は病に伏している(敬武は享保17年5月に死去)。そんな状態での、江戸から遥かな石見行き。心から喜んだとは思えないが、井戸公は遺訓に書いているように「奉公を忠義とし一命をかけて勤める」ことが武士の本懐としており、おそらく「ありがたき幸せ」と、代官への昇任を受けたに違いない。

着任翌年の享保17年は大飢饉の年となる。この飢饉に際して、井戸公は精力的に自分の足で領内を歩き、実態をつぶさに調べ、被害が大きかった鳥井村、磯竹村、黒松村(江津市)などでは年貢を免除し、被害の比較的小さい地域では被害に応じて減免するなど、思い切った救済策を講じた。

また、自らの財産や裕福な領民から募ったお金で米を購入するとともに、幕府の許可を待たずに代官所の米蔵を開いて飢人に米を与えたと伝えられている。

そして、まるで大飢饉が来ることを予測していたように、同年の春から夏にかけて、薩摩からサツマイモを苦勞して取り寄せ、栽培を奨励した。井戸公は「石見にはサツマイモしかない」と判断したのだろう。

サツマイモは年貢の対象にはなっていなかったが、にもかかわらず、いや、だからこそ、サツマイモを植え広め、領民が米の代わりに腹一杯に食べてくれれば、きっと元気を出してくれるに違いないと確信したのだと思われる。

井戸公にとって「忠」とは、お上によく仕えるというだけでなく、自分自身に対しても誠実であるということであり、サツマイモ導入には「自分が代官になったからには領民の一人の命も見捨けない」という強い意志が感じられる。

享保18年4月、笠岡に赴いてそこで病に倒れた井戸公は、5月26日に帰らぬ人となる。享年62歳。葬儀は威徳寺(曹洞宗)で営まれ、「泰雲院義岳良忠居士」の名が贈られた。

頌徳碑は中国地方4県に500基以上も

井戸公の死から74年後の文化4年(1807)、那賀郡大田村(現在の江津市松川町)の江川沿いに、建立年がわかるものとしては最も早く、井戸公の頌徳碑が建てられた。

その後、頌徳碑建設は県内はもとより、鳥取県、広島県、岡山県へと広がっていく。その数500基以上。おそらく、一人の人間に対して頌徳碑がこんなに多くあるのはほかに例がないと思われる。

その実数を調べ上げたのは、川合町吉永の故宮本豊さんだ。宮本さんは昭和50年(1975)から調査、踏査を続け、平成元年(1989)の資料では530基あることを調べ上げていた。

市町村別では、大田市で100基が確認されているほか、江津市82基、浜田市138基など石見部に多く、出雲部では出雲市が6基、松江市が35基な

どとなる。興味深いのは、出雲市と松江市には旧市内には1基ずつしかなく、ほかはすべて海岸部（大根島も含めて）に建っていること。その流れは弓ヶ浜半島に及び、米子市に4基、境港市に7基、そして隠岐の島にも島後を除く3つの島に全てある。

頌徳碑のほとんどは、村々の人々がお金を出し合い、力を合わせて建てており、台石には「村中の人たちみんなで」という意味の「當村中」などの文字が力強く彫られている。

米が十分にできなかった地域の人々が決して豊かだったとは思えないが、それでも「サツマイモで私たちを助けてくれ、そのおかげで飢え死にすることなく父から子へ、子から孫へと命がつながった。その殿様に感謝を捧げたい」という多くの人の思いが、それぞれの石碑に込められている。

当時国外に持ち出すのが難しかったサツマイモを薩摩から入手した井戸公もすごいが、その恩に報いようと頌徳碑を建てた後生の人々もまたすごい。その人々は井戸公への感謝の気持ちを表すとともに、サツマイモを通じて食物に感謝し、そして命の尊さを見つめていた人たちだったのだ。

今も続くまつりや法事。石碑再建の動きも

墓石型の井戸公碑の多くは福光石や来待石などの軟らかい石で、残念ながら彫られた文字が読めなくなっているものがあり、石碑自体もやせ細っているものが多い。そんな井戸公碑を再建する動きも見られる。

江津市和木町の「慶遺澤」では周囲に巡らされた玉垣を修理し、平成24年（2012）に立派に再整備された。また、出雲市湖陵町差海では碑石と土台が傷んだため平成25年（2013）に新しい碑石を御影石で建て、土台も整備。碑石の文字は以前のものと同内容とし「差海区民一同」の文字を加えた。

大田市内では、今年4月9日の島根県西部地震で、波根町の波根八幡宮にある井戸公碑の碑石が

再建された湖陵町(左)と江津市和木町の井戸公碑



倒れたため、波根町では井戸公顕彰碑再建実行委員会を結成され、拝殿横の高手にあった石碑を境内に下ろして再建しようとされている。

最近では少なくなったが、戦前まで、サツマイモの収穫と井戸公への感謝を込めて、石見部を中心に寺院や地域などで「芋法事」「芋法座」が毎年盛んに営まれてきた。今でも、大田市内でも数カ所、法事やまつりをしているところがあるほか、米子市の浄土宗の迎接院（こうしょういん）では毎年6月に地域を挙げてにぎやかに芋法事を続けているし、広島県に唯一井戸公の頌徳碑がある、生口島の正善寺（曹洞宗）では、毎年8月30日の夜に芋地藏供養祭が営まれ、祭りが終わると参加した皆さんが境内で盆踊りを踊って夏の終わりを楽しんでいる。

それぞれの地域の皆さんが思いを込め、今でも大切に守られている500基以上の井戸公碑。宮本さんの思いを継ぎ、これからも訪ね歩いて、宮本さんの調査が行き届かなかった「未発見」のものもを見つけることができればと思っている。

【参考文献】「石見銀山～いも代官井戸平左衛門の事蹟」(平成13年大田市外2町広域行政組合企画担当) / 「いも神さま 井戸平左衛門 石見銀山代官」(石村勝郎著)(平成6年石見銀山資料館) / 「日本民衆史7 甘藷の歴史」(宮本常一著)(昭和37年未来社) / 「代官井戸平左衛門の事蹟と顕彰」(藤原雄高著)(平成29年島根県教育庁発行「石見銀山の社会と経済」に収録) ほか



米子市の迎接院のいも代官祭りでは、近くのかめ幼稚園の園児が参加して「いもだいかなさま」の歌を披露するなど、多くの地域住民が参加して楽しい祭りを毎年6月に行っている



NEO-LINK <http://www.neo-link.jp>

ごあいさつ

有限会社 NEO-LINK は島根県大田市にあるホームページ制作会社です。大田市を中心として、島根県内、広島、大阪、東京などで活動しております。

主な事業は「ホームページ制作」「映像制作」、パンフレット・チラシなどの「デザイン制作」です。近年はお客様の企業の価値と信用を高める「ブランディング構築」のご提案もしています。

2003年（平成15年）の創業以来、「ITを軸に新しいビジネスの仕組みを提供していく事を通じて、地域活性化に貢献する。」を基本理念として活動を続けてきました。

これからも NEO-LINK は IT を軸にお客様のお悩みを解決し、企業の発展と地域活性化に寄与してまいります。

有限会社 NEO-LINK 代表取締役 林 陽一

事業紹介

お客様の魅力を伝えて、企業の価値を高めたい。

NEO-LINK ではお客様の企業の魅力を引き出し、「商品が売れる」「企業の信用を高める」ホームページを制作しています。

「いい商品なのに売れない」

「ホームページは持っているけれど、売上につなげていない」

商品・サービスの PR、ホームページの活用でお困りの際は、ぜひ当社にご相談下さい！

ホームページ制作



スマートフォン、タブレットの普及した現代では、ホームページにも動画を使って「視覚的に短時間で伝える」手法が有効です。当社では以下のサービスを提供しています。

- 既存ホームページのリニューアル、新規ホームページの制作
- スマートフォン、タブレット対応
- ホームページ用動画の制作（企業紹介映像、お客様の声動画、求人動画など）
- アクセスアップのための分析レポート作成、対策のご提案

制作にあたってはしっかりとお客様のご要望をヒアリングし、お客様の状況に最適なプランをご提案いたします。

映像制作・ドローン空撮



ドローンで撮影した久手町と日本海

ドローンその他の撮影機材を活用し、インパクトのある映像を撮影・制作しています。

- 観光名所・伝統芸能の映像（世界遺産 石見銀山、三瓶山、石見神楽など）
- 企業紹介映像（企業紹介、社長インタビュー、お客様の声、求人動画）
- 教育用映像、アニメ制作

パンフレット・デザイン制作



パンフレット、チラシ、商品パッケージ、ロゴマークなどのデザインもお任せ下さい。

会社概要

会社名 有限会社 NEO-LINK (ネオリंक) 所在地 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1174-10

代表責任者 代表取締役 林 陽一

設立 2003年8月8日

経営にかける想い

ITを通して地域活性化に貢献したい。

コミュニケーションは本来、生身の人間同士の触れ合いが基本です。ビジネスもこの基本の上に成り立っていると感じます。

ビジネスは人と人との出会いがあって初めて新しい何かが始まると考えます。NEO-LINKは人と人との出会いを何よりも大切にしています。

出会いをきっかけとして常に色々なことにチャレンジし、よりよく変化、対応していくことで新たなビジネスが広がる。そのように確信しております。

これからもNEO-LINKはITを軸にお客様のお悩みを解決し、企業の発展と地域活性化に寄与してまいります。

■ 代表取締役 林 陽一 略歴

1970年(昭和45年)	島根県大田市にて誕生。
1990年(平成2年)頃～	バックパッカーとなり、バリ島を皮切りにアジア各地を巡る。現地住人や海外のバックパッカーと交流する中で、日本人の宗教観・文化の特異性を知った。
1993年(平成5年)頃	インドを訪問した際、宿泊先で出会った人にマザー・テレサの「死を待つ人の家」への訪問を提案される。当時はマザー・テレサをよく知らず、死を間近に控えた人々を目にすることへの忌避感を感じてこれを断った。後に書籍を通じてマザー・テレサの活動を知り、この選択を大変後悔した。以来「これからの人生ではもう『NO』を言わない」と決意して生きている。
1997年(平成9年)	阪神淡路大震災の発生1週間後に現地入りし、ボランティアに参加。物資の集約・配送管理に携わる中でパソコン通信に出会い「パソコンのネットワークが人の命を救う」と感銘を受ける。ボランティア後すぐに職業訓練校に通い、パソコンの研修を受ける。
同年	研修中に地元のOA機器販売会社から声をかけられ、就職。営業職として勤務しながら、業務を通じて本格的にパソコンの技術を習得させていただいた。
2003年(平成15年)	インターネットを通じたマーケティングに可能性を感じ、独立を決意。半年間かけて妻を説得した後、会社を退職して(有)NEO-LINKを設立。

法人会での活動

石見大田法人会青年部に所属しており、現在会長を務めております。

近年は皆様のお力添えの下、「租税教室」「石見銀山租税教育アニメ制作事業」などの活動に携わっております。

昨年は、高知にて開催された全国法人会総連合 法人会青年部会「全国青年の集い」において租税教室プレゼンテーションに参加し、石見大田法人会における租税教室の取組を発表いたしました。

「全国青年の集い」に向けて

2020年には、全国法人会総連合 法人会青年部会において「全国青年の集い」が島根の地で開催されます。

租税教室で培ったプレゼンテーションのノウハウを活かし、今度は設営する側として取り組んでまいります。

イベントの成功に向けて、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

ご相談・お問い合わせ

まずはお気軽にご相談下さい。

お電話 0854-84-0128 FAX 0854-84-0187 メール info@neo-link.jp

月海浄印と城福寺

〜月海浄印ゆかりの寺宝展開催にあたって〜

月海浄印顕彰会 山内博道

月海浄印銘文宝篋印塔

石見銀山附御料屈指の名僧である月海浄印（生年不詳）は、年代は異なるものの佛乗禅師（1799～1870）と並び称される江戸時代265年の天領における第一級の文化人で、城福寺はその住職として生涯を終えた終焉の地である。死没地は郷土史家や研究者などの間でも長い間謎とされてきたが、昭和55年10月、当時の佐々木宏章副住職（現住職）により墓碑や位牌、過去帳などが見つかり、終焉地論争に終止符がうたれた。

月海浄印の生涯については全容が解明されているわけではないが、昭和55年11月、大田市文化協会主催で開催された「日海月海展」および昭和57年度石見銀山資料館特別展「月海浄印遺墨」パンフレット等にその事蹟がまとめてあるので、それを引用してご紹介したい。

それによると、江戸時代の初期

末、安濃郡波根東村（現大田市波根町）の庄屋加藤家の分家に生まれ俗姓は高野と称した（俗名不詳）。幼少より絵を能くし、15歳の頃京都の狩野永納に学び詩歌にも長じた。後年、仏門に入り江戸において教相や梵字学を学んだ。

今春4月29日、この日仁摩町仁万大井手の大平山山腹の高所に建つ城福寺は、33年ぶりの秘仏薬師如来像の御開帳法要が催され、普段は静謐な境内が早朝から近在の人々で賑わった。法要に先立ち稚児行列も盛大に行われたのである。ご本尊薬師如来像は、弘法大師自作とされる木製の像で城福寺の秘仏として33年毎に開帳されている。

瑠璃光院城福寺は、山号が東巖山、真言宗高野山派の古刹で、「石見城福寺縁起」では天長元年（824）7月創建とされ、弘法大師が諸国巡錫の折悪病に悩む里人のため薬師像を刻み祈願されたのが始まりと伝えている。伽藍選地の上からも平安仏教の特色があらわれている。



月海浄印墓 無縫塔（卵塔）

帰国して大森町の石城山観世音寺住職になったのは40歳をすぎた享保（1716～36）の始めとされる。名文で知られる「石州銀峯山清水寺天智院縁起」を著したのは元文5年（1740）である。

寛保（1741～43）の頃、石像五百羅漢の造像を発願したのはよく知られている。宝暦（1751～64）の始め五百羅漢の石窟と無量寿院が完成し、石室山羅漢寺の一世に迎えられたのは晩年であった。羅漢寺前に門前町（羅漢町）ができ大変な賑わいをみせるようになると、一番弟子の観光のいる静かな地である仁万村城福寺へ身を寄せるようになり、寛延（1748～51）の頃から城福寺の兼務住職となった。

浄印は宝暦7年（1757）自らの寿命を悟り、「石州銀府石室山羅漢寺無量寿院記」を石室山南方丈でしたたためている。

宝暦9年（1759）10月2日遷化し、一番弟子の観光は師の冥福を祈り境内に墓を建立した。

城福寺には、この無縫塔（卵塔）のほか寛延3年（1750）3月、浄印自ら作った逆修の位牌や宝暦2年（1752）弟子の観光を江戸の靈雲寺にやり、書家としても高名であった関思恭に揮毫を依頼し、翌春に大國村の大工山形宜秀に作らせた山号「東巖山」の扁額があり、額の裏板には浄印自らがその由来を墨書しており宝暦3年2月15日の紀銘もされている。

また、この年に大森の銀山附役人中山賀光を施主にして銘文をしたため境内に建立した立派な宝篋印塔も遺っている。この他にも浄印自ら使用の五鈷鈴等の法具、自画像や仏画、関思恭の墨跡および徳川家菩提の位牌など興味深い遺物も遺されている。

今秋10月27、28の両日、城福寺様のご協力をいただき、「月海浄印顕彰会」が母体となり、その



他関係者のご支援も得て「月海浄印ゆかりの寺宝展」を城福寺において開催する運びとなった。

当日は、城福寺様のご厚意により、あわせて秘伝本尊薬師如来像の御開帳も行われる予定である。

これが契機となり、より多くの人に月海浄印の事蹟が再認識され、遺作の発見および歴史資料の保存と今後の更なる研究進展につながっていくことを願うものである。



紙本水墨自画像「翁米搗ぎの図」



紙本水墨画「不動明王」

月海浄印 ゆかりの寺宝展

10/27(土)・28(日) 10:00～15:00 入場無料

仁万・城福寺 大田市仁摩町仁万1114 TEL 0854-88-2233

10/27 10:00-10:20

ミニトーク 佐々木宏章（城福寺住職）

10/28 13:30-14:00

ミニ講座 藤原雄高（石見銀山資料館学芸員）



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

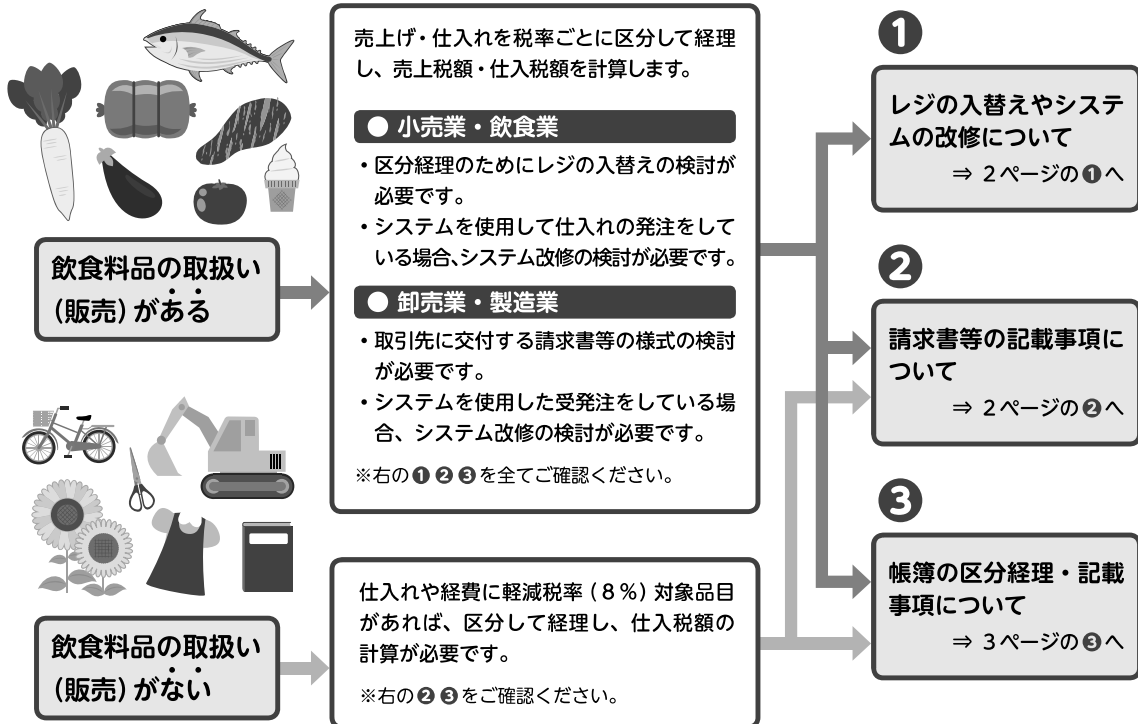
平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

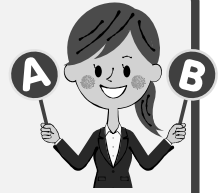
特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。



3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型



A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合



B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

② 請求書等の記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A △△商事株

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
軽減税率対象 A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事株

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書 (軽減税率対象) A		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円

△△商事株

請求書		
株〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円

△△商事株

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。



③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み) 	左記①～④の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳	【仕入勘定】	(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200 B
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

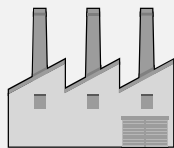
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



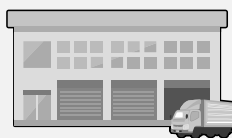
軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 飲食品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



石見大田税務署主催の消費税軽減税率説明会は、
11月15日(木)15時から、サンレディー大田で行います。



事業者の皆様へ

県内市町村と島根県からのお知らせ

2019年度から

個人住民税の特別徴収の徹底に向けて取り組みます。

(給与からの天引き)

○原則として、すべての従業員の方について、特別徴収をお願いします。

○特別徴収できない従業員の方がいる場合は、新たに理由書の提出をお願いします。

個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、納入していただく制度で、法律で義務付けられています。

今後のスケジュール

- 2018年11月 給与支払報告書の送付（市町村→事業者）
- 2019年1月 給与支払報告書の提出（事業者→市町村）
- 2019年5月 特別徴収税額決定通知書の送付（市町村→事業者）
- 2019年6月 特別徴収の開始（事業者）

詳しくは島根県税務課のホームページをごらんください。

島根県 特別徴収

検索



お問い合わせ先

団体名	担当課	電話番号	団体名	担当課	電話番号	団体名	担当課	電話番号
松江市	市民税課	0852-55-5151	浜田市	税務課	0855-25-9232	出雲市	市民税課	0853-21-6898
益田市	税務課	0856-31-0609	大田市	税務課	0854-83-8022	安来市	税務課	0854-23-3041
江津市	税務課	0855-52-7931	雲南市	税務課	0854-40-1034	奥出雲町	税務課	0854-52-2671
飯南町	住民課	0854-76-2213	川本町	町民生活課	0855-72-0632	美郷町	住民課	0855-75-1213
邑南町	税務課	0855-95-1193	津和野町	税務住民課	0856-74-0069	吉賀町	税務住民課	0856-77-1113
海士町	住民生活課	08514-2-0858	西ノ島町	町民課	08514-6-0103	知夫村	総務課	08514-8-2211
隠岐の島町	税務課	08512-2-8574	島根県	税務課	0852-22-6830			

攻める経営に、守る人生に。

L100

経営者を100歳までフォローします。

L100

大同生命の無配当歳満期定期保険

メリット1

100歳までの長期保障

重責を担う経営者の方々が、安心して仕事に専念できる長期保険です。

◎この保険には、満期保険金・配当金はありません。

◎上記は平成29年3月現在の商品内容にもとづき記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

メリット2

魅力の資産形成効果

(ご勇退退職金の準備に)

保険期間の経過に応じた解約払戻金により、「生存退職金・功労金」の財源を準備できます。なお、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。また、解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。なお、解約された場合、以後の保障は消滅します。

(引受保険会社) **DAIDO** 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12番地2
(中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

F-28-1043(平成29年3月27日)

サービス
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

MedicalNote

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



ご利用はこちら



AIG 損保

法人会のビジネスガード

Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
 疾病入院医療費用保険金・
 疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
 03-6848-8500
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松江支店

〒690-0006
 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6階
 TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

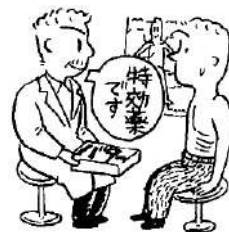
(B-152291 2020-01)

昔は薬だったバター

私たちが、食品として愛用しているバターなどの乳製品の歴史は古く、昔は薬用として古い伝典にもしきりと登場しています。

なかでも最高級品は牛乳を精製して作った“醍醐”という濃厚甘美な薬用食品で、ここから“醍醐味”という言葉も生まれてきています。バターを食品として使うようになったのは、今から約200年ほど前で、それまでは膏薬、眼薬、髪油などとして活用されていました。

ところで、所得税法では自分や親族のために医療費を支払った場合には、200万円を限度として一定額を所得から控除することができ、この医療費のなかには治療や療養に必要な医薬品の購入費も含まれるとされており、昔なら、バターを買っても医療費控除の対象になったかもしれませんね。



税と地名

私たちの住んでいる地名には、思わぬ由来があるものです。日ごろ見聞きしている地名の中にも、税金に由来する地名が散在しています。

「日本税制民俗誌」によれば、次のような地名が上げられています。

- ・新田、壱田、別府等……新しく開発されたので、税金の減免措置がとられた土地
- ・伊勢免、薬師免等……税金を免除された土地
- ・甘田、徳永、半納等……税金の軽い土地
- ・隠田、隠里等……税金を免れようとした土地
- ・石神、左口、社宮寺等……検地で使用した検地尺を祭るなど検地に関係ある土地
- ・蔵前……徳川幕府の上納米保管蔵の前の土地

あなたの近くにも、このような税に由来する地名があるかもしれません。調べてみてはいかがでしょうか。



編集後記

今年は、暑い夏でした。4月の地震対応の工事など大変だったと思います。特に屋根の上は暑いどころの話ではなかったことでしょう。

また、会員の皆様で災害に合われた方の中には、まだ復興途中の方もいることでしょう。心よりお見舞い申し上げます。

広報委員会みんなで作り上げた広報誌「天領」をお届けします。感想や、企業紹介などの企画提案もお待ちしています。

結婚相談
無料

あなたの縁結びを応援します
による結婚相談所

縁結び
ボランティア
はぴこ

大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚をを考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何から

はじめていいのかわからなかったり、どこに相談すれば

いいかと悩んでいる人はとて多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

日時 毎月 第2金曜日 午後7時～9時（最終受付：午後8時30分）

場所 大田商工会議所（大田市大田町大田イ309-2）
※会場は変更になることがあります。

お問い合わせ <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

相談や申込に必要なもの ①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。
②申込をされる場合は、写真（上半身1枚・全身1枚）を撮らせていただきます。

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第64号

平成30年10月 発行

公益社団法人
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765
発行所 編集 広報委員会委員長 河村賢治
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越 413-42 TEL 0854-82-0540